(平成30年4月20日) 最近改正 令和 6 年3月29日

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。)の趣旨に鑑み、島本町(以下「町」という。)の区域内に存する木造住宅(国、都道府県及び市町村が所有し、及び管理する建築物を除く。)の耐震改修計画の作成及び耐震改修工事又は除却工事(以下「耐震改修工事等」という。)を行う所有者に対し、予算の範囲内において島本町既存木造住宅耐震改修費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、町内の木造住宅の耐震改修工事及び除却工事を促進し、もって町内の地震による人的及び経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 木造住宅 建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第 2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長 屋住宅又は共同住宅に該当するもの(当該木造住宅が店舗その他これに類する ものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ 床面積の2分の1未満であるものに限る。)をいう。
  - (2) 耐震診断 耐促法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震 改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人 日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法又 は精密診断法(時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。)その他町長が適 当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
  - (3) 耐震改修技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
    - ア 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習 会を受講し、かつ受講修了者名簿に登録されている者
    - イ 一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震改修技術者講習 会を受講し、耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者
    - ウ その他町長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者
  - (4) 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である一般診断法又は精密診断法による総合評価における上部構造評点(第2号に規定する町長が適当と認める方法にあっては、当該方法を用いて得た数値)をいう。
  - (5) 耐震改修計画 次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 耐震診断結果の数値 (第2号に規定する町長が適当と認める方法による場合 にあっては、当該方法を用いて得た数値。以下同じ。)が1.0未満の木造住 宅について、耐震改修工事後の数値を0.7以上まで高めるための計画
    - イ 耐震診断結果の数値が1.0未満の木造住宅について、2階建て以上の木造住宅の1階部分の耐震改修工事後の数値を1.0以上まで高めるための計画
    - ウ 公的機関の実験等によりその性能が確認されたシェルター設置等を行うための計画で耐震改修技術者が作成したもの

- (6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事(第3号の耐震改修技術者により工事監理が行われたものに限る。)及び公的機関の実験等によりその性能が証明されたシェルター設置工事をいう。
- (7) 除却工事 建設業者が行う工事で、耐震性が不足すると町長が認める木造住宅 の全部を除却する工事をいう。

(補助対象建築物)

- 第3条 補助の対象となる木造住宅(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各 号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付 を受けたものは、対象外とする。
  - (1) 原則として昭和56年5月31日以前に法第6条第1項に規定する確認を受けて建築された木造住宅
  - (2) 耐震診断結果の数値が1.0未満である木造住宅
  - (3) 耐震改修工事を行う場合にあっては、現に居住し、若しくは使用している木造住宅又は居住し、若しくは使用しようとする木造住宅
- 2 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修工事等を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていなければならない。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、島本町暴力団 排除条例(平成26年島本町条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同 条第3号に規定する暴力団密接関係者である者を除く。
  - (1) 耐震改修計画の作成及び耐震改修工事
    - ア 区分所有建築物に係るもの 補助対象建築物を所有する団体であって、建物 の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定するもの イ ア以外のもの 補助対象建築物を所有する者であって、補助金の交付申請時 の直近の課税所得金額が5,070,000円未満であるもの
  - (2) 除却工事 補助対象建築物を所有する者であって、その資産(預貯金及び有価証券をいう。)の額(有価証券にあっては、申請時の評価概算額)が1,000万円以下であり、かつ、補助金の交付申請時の直近の課税所得金額が5,070,000円未満であるもの

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象経費は、耐震改修工事等に要する経費のうち、次に掲げる経費と する。
  - (1) 第2条第5号ア又はイに該当する耐震改修計画の作成に要する費用(当該耐震改修計画に基づく耐震改修工事が補助金の交付の申請の日の属する年度の末日までに完了する場合に限る。)
  - (2) 耐震改修工事に要する費用(必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。)
  - (3) 除却工事に要する費用

(補助金の額等)

- 第6条 補助金の額は、前条第1号の場合においては、補助対象経費の額の7割とし、 前条第2号又は第3号の場合においては、補助対象経費の額とする。ただし、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。
  - (1) 耐震改修計画の作成 100,000円

- (2) 耐震改修工事 700,000円
- (3) 除却工事 400,000円
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項の場合において、工事を行う建築物が長屋又は共同住宅であるときは、同項に規定する額は、それぞれその1戸当たりの額とする。
- 4 補助対象者の属する世帯の月額所得(世帯員の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)から同法第314条の2に規定する障害者控除、寡婦(寡夫)控除額、配偶者控除額及び扶養控除額を差し引いた金額を世帯で合算し、その金額を12で除した額をいう。)が214,000円以下である場合においては、第1項第2号の規定の適用については、同号中「700,000円」とあるのは、「900,000円」とする。

(事前協議)

第7条 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ耐震改修計画の案を策定し、島本町木造住宅耐震改修等補助金事前協議書(様式第1号)に町長が別に定める必要書類を添えて町長に提出し、協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

- 第8条 前条の規定による協議が整った者又は除却工事を行おうとする者のうち、補助金の交付を受け耐震改修工事等を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事等を行う前に、島本町木造住宅耐震改修等補助金交付申請書(様式第2号)に町長が別に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。
  - (補助金の交付決定及び通知)
- 第9条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と 認めたときは、補助金の交付を決定し、島本町木造住宅耐震改修等補助金交付・不 交付決定通知書(様式3号)により当該申請者に通知するものとする。この場合に おいて、町長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。
- 2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、 島本町木造住宅耐震改修補助金交付・不交付決定通知書により当該申請者に通知す るものとする。

(耐震改修工事等の着手)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知書を受け取った日から原則として30日以内に耐震改修工事等に着手するものとし、着手したときは、直ちに島本町既存木造住宅耐震改修工事等着手届(様式第4号)に町長が別に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(耐震改修工事等の変更及び中止)

- 第11条 補助事業者は、第8条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、島本町既存木造住宅耐震改修等計画変更承認書兼既存木造住宅耐震改修等補助金交付変更申請書(様式第5号)に町長が別に定める必要書類を添えて町長に申請し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、島本町木造住宅耐震改修等計画変更届(様式第6号)に町長が別に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による承認の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対し、島本町既存木造住宅耐震改修等計画変更承認通知

- 書兼既存木造住宅耐震改修等補助金交付変更決定通知書(様式第7号)により承認を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付変更決定の通知を受けたときは、 速やかに耐震改修工事等の工事業者と契約し、当該変更契約書を町長に提出しなけ ればならない。
- 4 補助事業者は、耐震改修工事等を中止しようとするときは、あらかじめ島本町既存木造住宅耐震改修工事等中止届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。この場合において、それまでに要した経費は、補助事業者の負担とする。
- 5 前項の規定による取下げがあったときは、第9条の規定による補助金交付の決定は取り消されたものとみなす。

(耐震改修工事に係る中間検査)

- 第12条 補助事業者は、耐震改修工事に着手した場合は、町長が指定する工程に達した時から4日以内に、島本町既存木造住宅耐震改修工事中間検査申請書(様式第9号)に島本町既存木造住宅耐震改修工事監理報告書(様式第10号)その他町長が別に定める必要書類を添えて中間検査を町長に申請しなければならない。
- 2 町長は、前項の中間検査の申請のあった日からおおむね4日以内に、補助事業の 適切な施工の確認のため、現地において中間検査を行うものとする。ただし、町長 は、前項の規定により提出された必要書類等により当該耐震改修工事が耐震改修計 画に基づき適正に行われていることが確認できる場合は、書面等による検査により 現地での中間検査に代えることができる。
- 3 町長は、前項の中間検査の結果、耐震改修工事の内容が適正であると確認したときは、補助事業者に島本町既存木造住宅耐震改修工事中間検査合格証(様式第11号)を交付するものとする。
- 4 町長は、第2項の中間検査について、その全部又は一部を委任又は委託して行うことができる。

(完了報告)

- 第13条 補助事業者は、耐震改修工事等の完了後、島本町既存木造住宅耐震改修工事等完了報告書(様式12号)に町長が別に定める必要書類を添えて耐震改修工事等の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の3月15日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、補助事業の適切な施工の確認のため、現地において完了検査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による工事完了の報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震改修工事等が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、島本町既存木造住宅耐震改修等補助金交付額確定通知書(様式第13号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、島本町既存木造住宅耐震改修等補助金交付請求書(様式第14号)に町長が別に定める必要書類を添えて町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第16条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査

- し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。 (決定の取消し)
- 第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
  - (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
  - (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定を取り消したときは、島本町既存木 造住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により補助事業者に 通知するものとする。

(補助金の返環)

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、 補助事業者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、島本町既存木造 住宅耐震改修等補助金返還命令書(様式第16号)により、期限を定めてその返還 を命じるものとする。

(補助事業者に対する指導)

- 第19条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため必要があると認めると きは、補助事業者に対し報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。 (書類の保存)
- 第20条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。
- 第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が 別に定める。

附則

- この要綱は、平成21年7月14日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年9月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年6月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。